

令和4年6月16日

警 察 庁

令和3年度における留置施設の巡察の実施状況について

1 実施施設

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、85留置施設に対して巡察を実施した。

2 実施結果

巡察を実施した留置施設においては、おおむね適正に業務を推進している状況が認められた。

- 被留置者を可能な限り相互に接触させない措置や共用部分の消毒、マスクの着用等の感染防止対策がとられており、感染症の疑いがある事例等への対応も徹底されている。
- 留置担当官等に対して、留置事故等への必要な教養を効果的に実施しており、戒具使用や避難誘導訓練等の必要な訓練も計画的に実施されている。
- 留置主任官等は、護送出発に際し、被留置者の逃走防止等の適切な指示を行い、護送出発時や帰署時には留置主任官等が立会い、警戒状況や手錠等の必要な点検がなされている。
- 被留置者の領置金は、保管庫等の鍵の管理、留置主任官等による立会いや突合、確実な引継ぎなどが適切になされているが、鍵の管理方法、出納時の立会い又は突合が不適切な留置施設には、必要な指導を行った。

3 今後の取組

令和4年度においては、引き続き、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止に向けた対策を徹底させつつ、昨年度発生した不適正事案を踏まえ、女性被留置者に対する適正処遇の徹底にも着眼して、効果的な巡察を実施する。